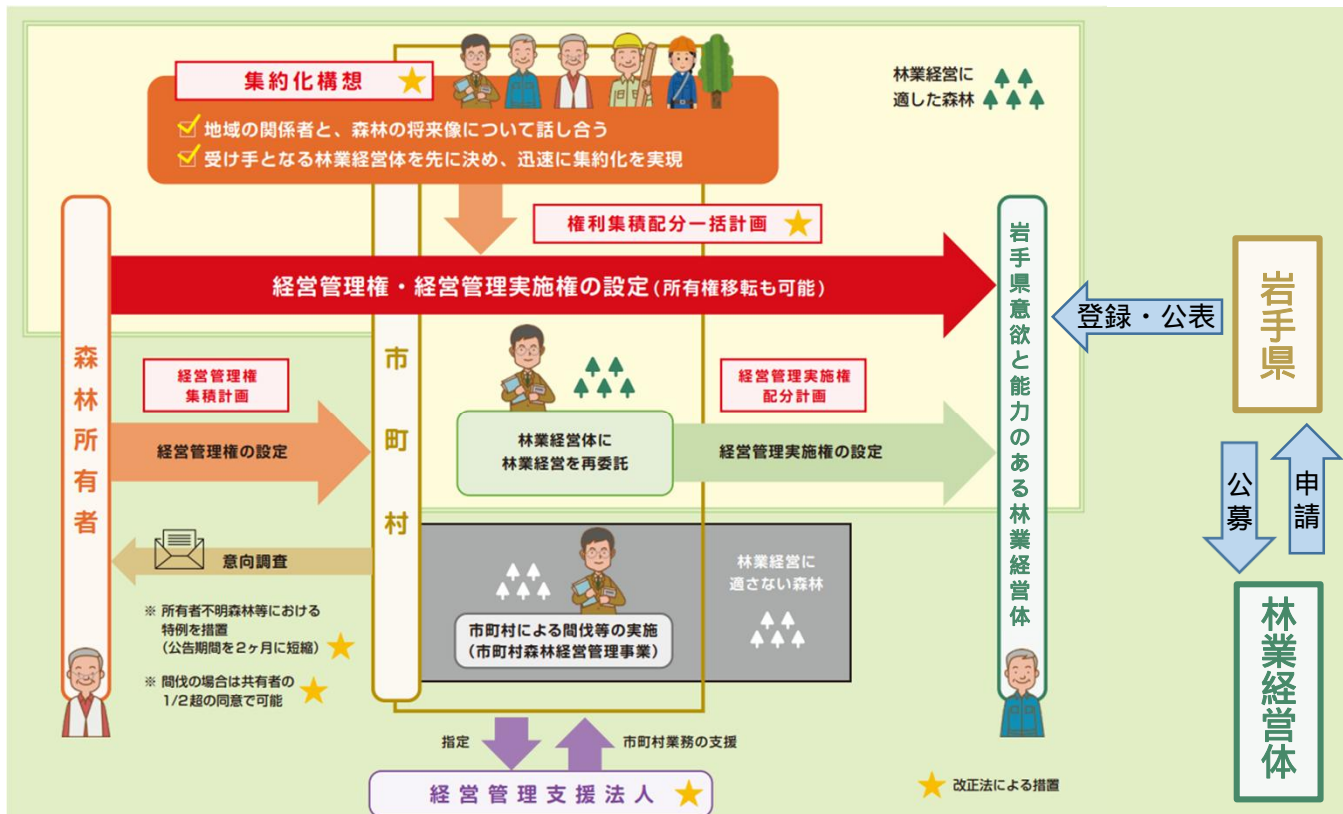


「意欲と能力のある林業経営体」への登録を希望される方へ

- 1 令和元年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートしました。
- 2 森林経営管理制度は、経営管理が行われない森林について、市町村が森林所有者から委託を受け、「意欲と能力のある林業経営体」に再委託すること等により、森林経営の効率化と森林の管理の適正化を一体的に促進するものです。
- 3 集積・集約化を一層進めるため、森林経営管理法が一部改正されました（令和8年4月施行）。
- 4 市町村から委託を受けることができる「意欲と能力のある林業経営体」については、県が募集及び登録を行っています。

森林経営管理制度の概要



- 経営管理権：森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利
- 経営管理実施権：市町村の委託を受けて伐採等を実施するために意欲と能力のある林業経営体に設定される権利

募集について

対象となる方

岩手県内に主たる事務所を持ち、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者（森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない）

申請・登録の流れ

申請書の様式に記載し、必要な添付書類とともに主たる事務所の所在市町村を管轄する振興局等に提出（林業労働力の確保の推進に関する法律第5条の認定を受けた認定事業主は、添付書類の一部を省略できる）

県が定める基準（裏面参照）を満たしているか、審査を実施

基準を満たす経営体を「岩手県意欲と能力のある林業経営体名簿」に登録、県のホームページ上で公表

申請時期

年4回（広域振興局等への〆切：5月中、8月中、11月中、1月中）

提出期限については、主たる事務所の所在市町村を管轄する広域振興局長等にお問合わせください。

登録期間

原則として登録日から5年

（ただし、認定事業主は、改善計画の認定期間と同一期間となります）

基準について

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

以下の(1)~(10)の項目((1)の項目については、又はのいずれか)のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

ただし、森林経営管理法施行規則第32条第1項及び第42条第1項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた林業経営体については、当該推薦をもって、(1)の項目の基準を満たしているものとみなすことができる。

項 目	基 準	
(1) 生産量の増加 又は生産性の向上	どちらかに該当	素材生産に関して、 ア 生産量又は生産性を5年間で約2割増加(向上)又は3年間で約1割増加(向上)させる目標を有している イ 既に一定の基準(生産量に関し5,000m ³ /年、生産性に関し間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標を有している
又は		
(1) 経営管理の対象となる森林の確保	どちらかに該当	経営管理の対象となる森林の面積に関して、 ア 5年間で約2割増加又は3年間で約1割増加させる目標を有している イ 既に一定の基準(合計30ha)以上の実績がある場合は、現状以上の目標を有している
(2) 施業集約化等の取組	どちらかに該当	ア 地域の森林経営の主体となり施業の集約化等により、生産性の高い森林経営を実践している イ アと同様に施業の集約化等の取組を今後実践する
(3) 生産管理又は流通合理化等	ア~ウのいずれかに該当	ア 適切な生産管理 ・作業日報の作成・分析による進捗管理等に取り組んでいる イ 原木の安定供給・流通合理化等 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などを通じた共同販売・共同出荷等に取り組んでいる ウ 認定森林経営プランナーが在籍している
(4) 造林・保育の省力化・低コスト化	ア~オのいずれかに該当	ア 伐採・造林の一貫作業システムの導入 イ コンテナ苗の使用 ウ 低密度植栽 エ 下刈の省略 オ その他
(5) 主伐後の再造林の確保	全てに該当	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する イ 森林所有者への働きかけにより再造林など主伐後の適切な更新に取り組んでいる
(6) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	ア~ウのいずれかに該当	ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有する イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上である ウ 林業技能士(1級又は2級)が在籍している
(7) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	該当	ア 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて当該林業経営体が遵守すべき行動規範等を策定・遵守している

項 目	基 準	
(8) 雇用管理の改善及び労働安全対策	全てに該当	<p>ア 雇用管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化 ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、検討 ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実 ・退職金共済への加入など福利厚生への充実 <p>イ 労働安全対策の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っている ・労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む） ・リスクアセスメントの実施 ・防護具等の着用の徹底（チェーンソー用防護ズボン、ブーツ、ヘルメット等） ・作業現場の安全巡回 <p>ウ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生していない（発生している場合、適切な再発防止策が講じられ、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されている）</p>
(9) コンプライアンスの確保	全てに該当	<p>ア 職員に対してコンプライアンスの教育を行っている</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反していない（軽微な場合を除く）</p> <p>ウ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない</p> <p>エ 森林所有者や請負事業者との契約の際に、書面等により取引条件を明示している</p> <p>オ 個人情報の取扱いに関する要領などを整備している</p>
(10) 常勤役員の設置	該当	法人においては、常勤の役員を設置している

2 経営管理を確実にを行うために経理的な基礎を有すると認められること。

項 目	基 準	
(1) 経理状況	両方に該当	<p>ア 経理状況が良好（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書又は類似する書類 <p>イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できる</p>

「経理状況が良好」とは、法人の場合は以下の1、2の全てを、個人の場合は以下の3に該当していることを指す

- 1 自己資本比率が0%未満でないこと（**債務超過でないこと**）
- 2 **経常利益金額等**（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が**直近3年間に於いて全てがマイナスという状態になっていないこと**
- 3 直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと

・これらを満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士、税理士等から経営診断書又はそれに準ずる書類を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること

申請書の入手方法・お問い合わせ先

申請書は、下記の岩手県農林水産部森林整備課のホームページからダウンロードできます。
「岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表について」
(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/keiei/1021374.html>)

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
農林水産部森林整備課 計画担当(普及・担い手)	019-629-5785	県内全域
盛岡広域振興局林務部林業振興課	019-629-6611	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 矢巾町、紫波町
花巻農林振興センター林業振興課	0198-22-4932	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933	遠野市
県南広域振興局林務部林業振興課	0197-22-2871	奥州市、金ヶ崎町
一関農林振興センター林業振興課	0191-26-1893	一関市、平泉町
大船渡農林振興センター林業振興課	0192-27-9925	大船渡市、陸前高田市、住田町
沿岸広域振興局農林部農林調整課 林業振興チーム	0193-27-5524	釜石市、大槌町
宮古農林振興センター林務室林業振興課	0193-64-2215	宮古市、山田町
岩泉林務出張所	0194-22-3113	岩泉町、田野畑村
県北広域振興局林務部林業振興課	0194-53-4984	久慈市、洋野町、普代村、野田村
二戸農林振興センター林務室林業振興課	0195-23-9204	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

令和8年4月 岩手県農林水産部森林整備課作成

